

質 疑 回 答 書 (追記版)

業務番号 6-総委-28

委託業務の名称 木津川市役所本庁舎日常清掃業務(その2)

回答日 令和6年10月18日

木津川市総務部指導検査課

番号	質 問 事 項	回 答 事 項
1	前回の履行期間及び落札金額を税抜きで教えてください。	前回の履行期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までです。 前回の落札金額は25,740,000円(税抜)です。
2	前回との仕様内容の変更がありましたら教えてください。(作業箇所の増減等)	1階の玄関ホール(硬質床)、廊下・エレベーターホール(硬質床)の日常清掃について、毎日清掃から週3回清掃に変更しています。 追加項目は、6階サーバー室繊維床の除塵(月2回実施)、エスカレーター手摺拭き(毎日実施)、執務室等窓際カウンターの防除及び拭き(年3回実施)となります。
3	令和6年5月15日付(履行期間令和6年8月1日～令和9年7月31日)で出された案件とは異なるのでしょうか。	清掃を委託する建物は同一です。5月の案件とは仕様を一部変更して再度公告しているものです。
4	現在の日常清掃の体制を教えてください。(〇時～〇時〇名とのように教えてください)	午前7時～正午 4名

5	日常清掃員の通勤方法は車・原付バイク・自転車は可能でしょうか。もし可能なら無料でお借りできる駐車場・駐輪場はございますか。	車・原付バイク・自転車での通勤は可能です。また、駐車場・駐輪場は台数に限りがありますが、無料でお使いいただけます。
6	7時00分から17時15分までは、それまでに業務が完了していても、作業員及び業務責任者は常駐が必須なのでしょうか。	業務が完了すれば常駐いただく必要はありません。
7	周期毎(「1D」「1/W」「3/W」「1/M」「2/M」「3/Y」)の清掃面積を教えてください。	別添「作業面積表」のとおり。 ※追記あり
8	8時30分以降の清掃について、終了した時点で業務を完了してもよろしいでしょうか。	仕様書で定められた清掃項目が終了した段階で完了となります。
以下余白。		